

これで、広告宣伝は、沈静化すると思われたが、残念ながら隠語による広告宣伝が行われるようになったため、平成23年に再度通達が発出されることとなった。

5 平成23年6月

営業競争の激化を背景に、隠語を用いて巧妙に規制から逃れようとするなど表現方法の悪質化が進み、依然として善良の風俗及び清浄な風俗環境を害するおそれのある広告、宣伝等がまん延している状況を踏まえ、警察庁が「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等について」の通達を発出。

違反に該当する表示例を追加したほか、表示例の種類を追加。

追加された違反類型と表示例は、次のとおり。

追加された違反類型は、①②の2類型で、全部で7類型である。平成23年通達では、先の5類型に隠語も追加されているが、今回は省略する。

○ 違反に該当する表示例として追加した類型

- ① 風営法第19条の遊技料金等の規制に違反する行為が行われることを直接的又は間接的に示す表示
(例) 大特価賞品、無料引換券・50% off景品チケット・無料遊技球の提供等の語句、1万円を超える賞品の提供が受けられることを示す表示、遊技の結果に応じてポイント等を付与し、当該ポイント等にに応じた賞品の提供を示す表示
- ② 遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地を無くしていることをうかがわせる表示
(例) ハンドル固定、目押しサービス等の語句

平成23年通達により、今度こそはと思われたが、残念ながら今度は1日、2日、3日は混雑予想日などの様々な脱法的表現による広告宣伝が行われるようになった。平成24年に3度目の通達が発出されることとなった。

6 平成24年7月

依然として、隠語のみならず様々な脱法的表現により善良の風俗及び清浄な風俗環境を害するおそれのある広告、宣伝等を行うおそれがある。ぱちんこ営業者等が存在している状況を踏まえ、警察庁が「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について」の通達を発出。隠語及び様々な脱法的表現について表示例を追加したほか、特に悪質な違反については営業停止処分とすることを明記。表示例は「ぱちんこ営業における広告・設備規制のガイドライン」のとおり(記載省略)。

なお、平成23年通達では、

「射幸心をそそらないイベント(新台の導入、有名人の招致等)を単に告知するにとどまるものは、広告、設備等規制違反に該当しないものと解される。」

と明記されていたが、特定機種に関連したタレント招致イベントやぱちんこ情報誌の取材を利用して特定機種の高設定を連想させる取材告知の広告宣伝の蔓延により、平成24年通達では、

「総付景品等の提供、営業所又は遊技機の状態、有名人の招致等の事実を告知する表示は、当該表示の内容が事実か否かにかかわらず、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連付けることにより、ぱちんこ営業の客一般に遊技機の性能調整の実施をうかがわせるものである場合には、規制の対象となる。」

と表示方法により規制対象となることが明記された。本県では、イベント告知自体は規制していないが、当該イベントが殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機と関連づけられる場合は、当然に規制の対象となる。

「ぱちんこ営業における広告・設備規制のガイドライン」は、平成24年通達を基に作成している。今までは、説明したとおり、広告宣伝規制に対して、新たな脱法的表現が出現する度に、通達が発出されており、いたちごっここの状況である。

ガイドラインに記載している表示例はあくまでも、例示に過ぎず、類似するもの表現はすべて規制対象となることを御認識いただきたい。

第2 本県の広告宣伝違反事例

次に、第2「本県の広告宣伝違反事例」について

本県の広告宣伝違反事例について説明する。

本県において、指示処分をしたもの、及び「今後は広告宣伝違反をしない。」旨の誓約書を徴したもののうちから主なものについては、次のとおり。

違反類型は、7類型を更に細分化された類型であるが、大きく4類型の違反があった。

本県の広告宣伝違反事例は次のとおり。

1 本来の性能に調整が加えられた遊技機の設置をうかがわせる表示

(1) 「海超強化月間」と記載したダイレクトメールを会員に郵送

(1)は、海シリーズの出玉イベントを連想させるとして指導している。

2 事実を告知する表示が、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連づけられた表示

(1) 新台入替の新聞折込広告において、「新章、はじまる。」

○月のランドオープンより、初めての大きな試み」と表示

(2) 店内広告において、「沖海に全ての力を込めて」と表示

(1)の「新章はじまる」「初めての大きな試み」はいかにも、通常とは異なる営業。つまりは、新台入替日にしゅいイベントがあることを連想させる。また、(2)の「沖海に全ての力を込めて」は、明らかに特定の機種の出玉イベントを連想させる。よって、いずれも出玉イベントを連想させるとして指導している。

(3) 取材告知の新聞折込広告において、「本日 大人気ライタ」

○さん来店 パチスロ実戦での傾向は、まだマギ、まどマギ2、HANABI、北斗強敵、バジリスクなどを遊技されるようです」と表示

(4) 店内広告において、「7・16土 バジリスクくん来店取材」とバジリスクのイラストとともに表示

(5) 新台入替の新聞折込広告において、「19日、新台ハンターAタイプハンター取材予定」と表示

(3)(4)(5)いずれも特定の機種の出玉イベントを連想させることから指導している。

なお、うち1店舗については、広告違反について指導し「今後は広告宣伝違反をしない。」旨の誓約書を徴してからもなく広告宣伝違反をしたことから、行政処分として指示処分をした。

ユーザーは、そもそも取材がある日に、設定が悪い訳はないと容易に連想するので、特定の機種と関連付けられる取材告知は、出玉イベントを連想させるとして規制される。

(6) 店内広告において「7・13水 サムの誕生日」「沖海設置中・海JAPAN設置中」と表示

(6)のサムとは海シリーズのキャラクターで、誕生日も設置中もいずれも事実の告知ですが、特定の機種を特定の日に関連付けた出玉イベントを連想させるとして指導している。

(7) 開店時間告知の新聞折込広告において、2日間の月日表記のうち2日目の日の数字のみ金色で表示

(例) 11月1日(土)AM9:00 オープン
11月2日(日)AM9:00 オープンの2のみ金色

(7)は、11月2日の日のみ金色に配色することにより、11月2日が出玉イベントであることを連想させるとして指導している。最近では、新聞折込広告において、特定の機種のみ金色に配色しているものも散見される。県遊協を通じて指導している。ただいいては、文字だけではなく配色においても規制対象となるので十分注意すること。

3 大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる表示
 (1) 店内広告において、「目指すは勝利の金メダル」と表示

(2) 店内放送において、「本日、パチスロ北斗の拳は、全台設定6」と放送
 (3) 開店時間告知の新聞折込広告において、「ガールズ&パンツァー全6 台設置中」と表示

(4) 新台入替の新聞折込広告において、「バジリスクのイラストのみ表示

(5) 店員が「水曜 Aタイプ 沖スロ GOGO C HANACE」と表示されたプラカードを持って店内を歩いて広告

(6) (3)(4)いずれもパチスロの高設定をうかがわせる表示として指導している。
 先ほど解説運用基準で、聴覚に訴える広告・宣伝も規制対象となること。店内放送も規制の対象となる。
 台設置の事実の告知にあっても、特定機種のカラクターのみ掲載する。文章の行を変え、文字のポイントを変える、文字又はカラクターの配色を変えるなどの手法により、高設定をうかがわせる場合は規制の対象となる。

(7) (5)は、特定の日に特定の機種の高設定をうかがわせる表示として指導している。プラカードであっても当然に規制の対象。

4 著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示
 (1) ホームページ及び会員メールの取材告知において、玉箱を積み上げた写真を掲載

(2) (1)の玉箱を積み上げた表示は、著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示として、警察庁通達の例示において広告宣伝違反となっている。ホームページ及び会員メールも同様に規制対象なので十分注意すること。

違反事例を見て分かる通り、新聞折込広告のほか、店内広告、店内放送、店内プラカード、会員ダイレクトメール、ホームページ、ブログ、会員メール、会員ライオンなど、いかなる媒体でも規制の対象となる。
 また、事実の告知であっても、行を変え、ポイントを変える、配色を変えるなどの手法により、特定の日の特定の機種をアピールした場合は、広告宣伝違反となるので十分注意すること。

第3 広告宣伝違反の行政処分

次に、第3「広告宣伝違反の行政処分」について
 法令違反に対する処分には、罰金などの罰則を課す刑事処分、法令遵守を促すための行政処分の2つがある。
 第16条「広告宣伝規制」違反には、罰則がないので行政処分について説明する。

法第12条「構造及び設備の維持義務」違反及び法第16条「広告宣伝規制」違反は指示処分の対象となり、指示処分に違反した場合は営業停止処分となる。
 指示内容及び指示に違反した場合の営業停止期間は次表のとおり。
 なお、営業停止期間の基準期間とは、標準となる停止期間であり、処分を軽減すべき事由又は処分を加重すべき事由がある場合は、次表の範囲内で決定することとなる。

区分	構造及び設備維持義務違反	指示内容及び指示に違反
指示内容	営業所に著しく射幸心をそそるおそれがある行為が行われている内容を表示する	著しく射幸心をそそるおそれがある行為が行われている内容を表示しないこと
指示に違反した場合の営業停止期間	20日以上6月以下 基準期間40日	40日以上6月以下 基準期間3月

第4 全国の広告宣伝違反による営業停止事例について

広告宣伝違反内容	営業停止期間
営業所内に、「4週連続 人気ライター来店」(11/6(金) 11/13(金) 11/20(金) 11/27(金))とライターイベント告知広告の文字等を金色又は輝いて見えるように装飾して掲出した。 営業所敷地外周に「CR牙狼金色になれ」の導入から1周年」と表記したのぼり旗を掲出した。	30日間
営業所内に、「12月9日(金)ジャグラー総力取材」(12月5日11日 慶次ウィーク取材」と表示した広告物を出した。	30日間
営業所内に、「輝くジャグラーコーナーをお楽しみ下さい」の文言とともに「GOGO! CHANACE」の告知ランプの絵柄を殊更に散りばめて強調した広告物を掲出した。	20日間

事例を見て、この程度の違反でと思われるが、警告、指示処分の上での広告宣伝違反であれば、納得しただけと思う。
 営業所内の広告宣伝違反では、構造及設備維持義務違反として20日以上の営業停止となり、営業上大きな損失となる。
 一時の収益で20日間以上の収益を失うとすれば、どれだけ法令違反のリスクが大きいことを認識していただきたい。

第5 広告宣伝のチェックポイント

次に、第5「広告宣伝のチェックポイント」について
 広告宣伝違反とならないための自主点検チェックポイントは、次表のとおり。
 なお、チェックポイントは主なものであることから、その他の観点から疑わしいと思われる場合は改めること。

告知区分	チェックポイント
新台入替告知 開店時間告知	・特定の遊技機のキャラクターのみ掲載し、特定の遊技機を誇張していない ・特定の日、特定の遊技機を誇張する色となっていないか ・設定をうかがわせる表示となっていないか
タレント来店告知 取材告知	・特定の機種と関連付けられるタレント・取材ではないか
新装開店告知	・あいまいな表現により出玉イベント連想させる表示となっていないか
その他	・ホームページ、ブログ、会員メール ・会員ラインにおいて、特定の日、特定遊技機を殊更にアピールして、出玉イベントを連想させていないか

第6 他県の広告宣伝規制の動向

次に、第6「他県の広告宣伝規制の動向」について

山形支部



庄内支部



明日以降、皆様が広告宣伝を企画される場合は、このチェックポイントで確認しながら、胸に手をあてて、やましいこととはないかを自問自答しながら原案を作成していただきたい。

他県においては、来店イベントの広告宣伝を禁止する動きが続いている。これは、来店イベントそのものを禁止しているのではなく、特定の日又は特定の機種に関連付けられる来店イベントの広告宣伝が目に余る県が、県警の行政指導又は自主的に禁止に踏み切っている。

平成29年4月宮城県規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止。来店イベント時における事実告知程度の店内アナウンスは可。(県警の行政指導)

宮城県警の指導は、「全国的に来店告知を規制する傾向を踏まえ、元来、取材などは告知する性質のものではなく、「近日来店予定」などの告知は、殊更に特定の日や出玉イベントを連想させ、著しく射幸心をそそる行為に抵触する可能性が極めて高い。」といった判断によるもの。

平成29年10月佐賀県の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は月2回以内(組合自主規制)佐賀県の自主規制は、佐賀県警が組合に対し、一部のホールが連日ライターイベント告知を行っていることを踏まえ、健全な範囲で広告宣伝を行うよう組合としての対応を要請したことによるもの。

平成30年7月北海道旭川方面の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止(組合自主規制)旭川方面の自主規制は、組合員からのライターイベント告知はやめるべきではないかとの問題提起を受けて、ライターイベント告知は風営法第16条の広告宣伝規制に違反するとの判断のもとに自主規制に踏み切った。

平成30年8月岡山県の規制内容は、特定の日、過去のイベント日と関連づけられることから同一チェーンの複数店舗の新台入替告知は禁止(組合自主規制)、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止(組合自主規制)なお、岡山県遊協の通知では、自主規制の通知とあわせて、出玉イベントやそれに伴う告知はイベント会社が勝手に行うだけといった言い訳は通用せず、最終責任はホールにあると注意書きが添えられている。

平成30年8月愛媛県の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止。来店イベント時における事実告知程度の店内アナウンスは可。(県警の行政指導)愛媛県警の指導は、雑誌取材等は、ホール側の依頼や同意のもとに行われており、雑誌側による事前告知もホールが関与しているとの疑わざるを得ず、来店イベントは、射幸心をそそるおそれのある方法での営業に該当するおそれがあるというおそれによって、規制の対象は、イベント業者や広告代理店、出版社が運営するオフイシャルホールムページも含まれる。

本県においても、このような事態にならないように、先ほどのチェックポイントに照らして広告宣伝を行うこと。先ほなお、来店イベントは、例えば、雑誌取材などのパチンコ店以外の企画によるものであっても、広告宣伝違反は、パチンコ店が指導を受けることになるので、誤りの無いように認識すること。

第7 警察の今後の対応

最後に、広告宣伝違反等に対する警察の今後の対応について。まずは、広告宣伝違反に対する対応について

1 広告宣伝違反
警告が重なる営業所、又は悪質な広告宣伝違反は指示処分を検討する。
よって、指示処分を受けて、ふたたび広告宣伝違反をした場合は、指示処分違反として営業停止処分を検討する。

本県においても、現在のところ、最初の広告宣伝違反は、指導警告のみで行政処分となる指示処分は行っていないが、今後は一発指示処分もあり得る。

そして、指示処分から概ね3月以内を目処に再び違反をした場合は、営業停止となるので、違反の無いように。この業界は、皆が平等であればルールは守ると承知している。警察としてはルールを守らないパチンコ店は、厳正に対処するというところで、ルールを守っていただきたい。

次に不正通報に基づく立入検査の対応について

2 新たな確認ツールの提示に基づく検査の実施

(1) 新たな確認ツールの提示に基づく検査の実施
されたパチンコ機の取扱説明書には、検定機としてのベイス値がわかる「設計値一覧」が添付され、平成29年4月以降に新台販売されたパチンコ機には、釘の目視確認ツールとして「釘確認シート」が添付されている。よって、PSIO(遊技産業不正対策情報機構)等からの不正通報に基づく立入検査の際は、「設計値一覧」、「ホールコンピュータデータ」及び「釘確認シート」の提示を受けて検査させていただく。

従来の不正通報に基づく立入検査は、ROMチップ及びページ棒による検査が主流であったが、平成28年4月以降のパチンコ機については、新たな確認ツールが出てきました。不正通報があったパチンコ機の「設計値一覧」及び「ホールコンピュータデータ」の提示を受けて、設置されているパチンコ機のベイス値が「設計値一覧」のとおりであるかを確認させていただく。「釘確認シート」の提示を受けて、釘に異常がないかを確認させていただく。

(2) 立入検査の法的根拠

法第37条第1項
公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
法第37条第2項
警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。
○風俗営業の営業所

本日は、「パチンコ営業における広告宣伝規制」についてお話をさせていただきました。皆様の根本の疑問として、「なぜ、これほどまでにパチンコ店が広告宣伝規制を受けるのか。」という疑問があるかと思うが、その答えは、風営法の目的が「射幸性の抑制」であり、「射幸性の抑制」がギャンブルと区別する生命線だからである。本日の研修会を機に、適正な広告宣伝による健全営業に努めていただきたい。御静聴ありがとうございました。

パブリックコメント中 意見提出のお願い

- 1 意見を募集する案件
受動喫煙防止対策に係る条例の考え方について
- 2 意見の募集期間
平成30年11月14日(水)まで
- 3 パブリックコメント
今回山形県の条例案では屋内禁煙について、「喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設けないよう努めるものとする」との内容で、当業界では受け入れがたいものとなっている。
一方、法律はホールには原則屋内禁煙としているが、喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室可(当該場所は遊技可)と規定している。
したがって、山形県の条例案は法律から大きく逸脱している。
助成制度(上限額100万円)についても併せて要望。
組合員・ホールの皆様にあつては、是非助成制度についても併せて下記に郵送、送信等で県当局へ意見を述べていただきたい。
郵送の場合 〒990-8570 山形市松波2丁目8-1
山形県健康福祉部健康づくり推進課
FAXの場合 FAX番号: 023-630-2271
電子メール 県ホームページトップ左側の「目的でさがす」⇒「パブリックコメント」⇒「現在ご意見を募集中のもの」⇒『受動喫煙防止対策に係る条例の考え方』についての意見募集 担当課: 健康づくり推進課、担当健康づくり担当 E-Mail: お問い合わせはこちら